平成２４年（フ）第２５号
茨城県土浦市虫掛3589番地２
債務者　林　八重子（旧姓白石）
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３７号
茨城県つくばみらい市狸穴1064番地14
債務者　白川　一雄
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３８号
茨城県つくばみらい市狸穴1064番地14
債務者　白川　　**渚**
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第７６号
埼玉県草加市長栄町519番地２　エクレール草加813号
債務者　大福　　透
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
埼玉県草加市長栄町519番地２エクレール草加813号
債務者　大福佐喜子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
埼玉県春日部市中央３丁目２番地４　関田アパート
債務者　鈴木千代子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
埼玉県越谷市蒲生４丁目４番32号　グリーンメイツ越谷301
債務者　加藤日登美
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
札幌市豊平区水車町７丁目１番30号　コーポひまわり３号
債務者　尾張　博章
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８０号
札幌市豊平区水車町７丁目１番30号　コーポひまわり３号
債務者　尾張美知子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９１号
札幌市北区屯田９条５丁目６番２―101号
債務者　菅田　眞貴
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２５号
札幌市北区北38条西７丁目２番16号　シーゲルハイムＮｏ２―201号、申立時の住所札幌市北区北38条西６丁目２番２号　クルーズハウス麻生中央Ⅱ105号
債務者　若松いずみ
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２９号
札幌市白石区中央１条７丁目８番17―303号
債務者　西野比佐子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４号
札幌市北区北25条西４丁目１番24―306号
債務者　澤出　悦子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５２号
札幌市西区二十四軒４条５丁目９番26号　コア４・５―106号
債務者　渡邊　康彦
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５３号
札幌市西区二十四軒４条５丁目９番26号　コア４・５―106号
債務者　渡邊八寿子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５７号
札幌市豊平区月寒東４条８丁目２番６号　クリスタルコート202
債務者　小原　澄子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６５号
札幌市北区屯田５条２丁目１番６―205号
債務者　小川　知美
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部